

団体契約  
だから保険料  
**30%**割引

生きるため、治すためのサポートが充実

# コープの団体がん保険

## 更新型

コープの団体がん保険（更新型）は、がん保険（1年契約用）の愛称です。



50歳以上の方には  
ハーフプランも  
あります



**「がん入院保険金」は  
お支払い日数が無制限**  
入院1日目からお支払いします。  
日帰り入院も対象です。



**「がん通院保険金」は日帰り  
入院前後の通院も保障**  
日帰り入院前後の通院も1日目から保障されます。



**「がん診断保険金」で  
まとまったお金をお支払い**  
用途は問いません。上皮内がんでも同額保障。



**「がん先進医療特約」は自動付帯**  
医療機関への直接払サービス（重粒子線治療と陽子線治療）がついています。



**進行がん(悪性新生物)なら、さらに  
上乘せしてお支払いする特約**  
「悪性新生物診断保険金特約」で治療費等の負担による経済的不安を軽減できます。



**女性特有のがんに備える特約**  
女性のがんならではの手術に備える特約があります。

- お申し込みいただいた方（ご加入者）以外に保険の保障を受けられる方（被保険者等）がいいらっしゃる場合には、その方にも本パンフレットに記載された内容をお伝えください。
- 本パンフレットは、コープの団体がん保険「がん保険（1年契約用）」の概要をご説明したものです。また、お申し込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、必ずご一読ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

お問い合わせは

### 取扱代理店

#### コープ保険サービス

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-20-1 大博多ビル4F

**0120-42-3400**

受付時間／9:00～17:30(月～土)

※コープ保険サービスは、株式会社コープライフサービスの通称名です。

### 引受保険会社

#### 共栄火災海上保険株式会社

九州支店 直轄営業課

〒810-0041

福岡市中央区大名2-4-22 新日本ビル

TEL／092-721-5056

団体保険契約者  
／エフコープ生活協同組合  
引受保険会社  
／共栄火災海上保険株式会社

# 生きるため、

# 治すための

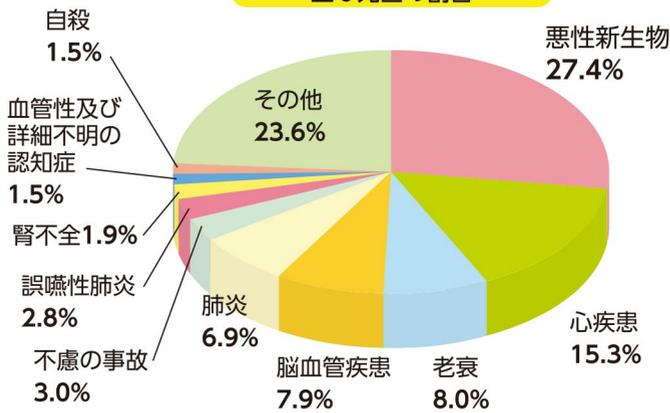
# コープの 団体がん保険

## がんは死因のトップ



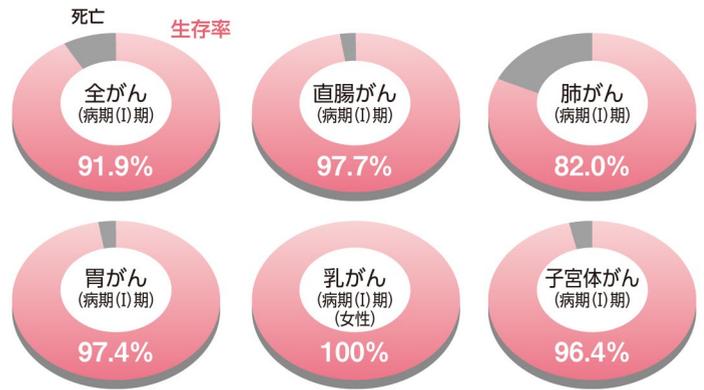
## でも 早期の治療で、がんは治る病気

主な死因の割合



厚生労働省「人口動態統計月報年計(概数)の概況」/平成30年

早期がんの5年相対生存率



公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'18」

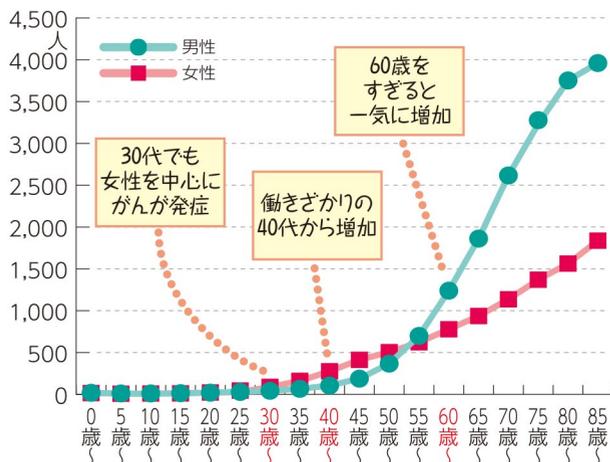
## 高齢になるほど急増するがんのリスク



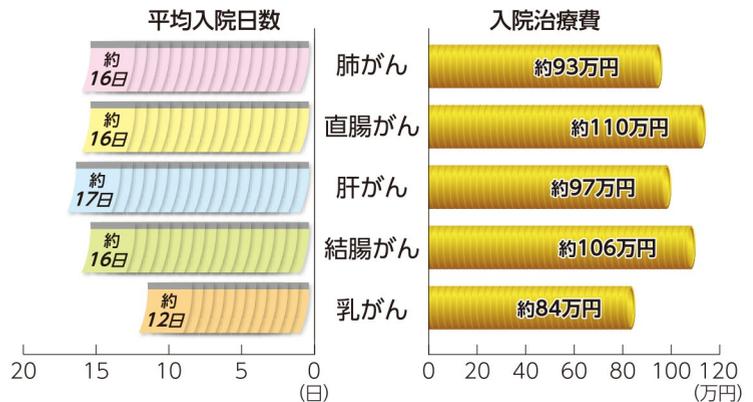
## さらに 心配なのは大きな経済負担

がんの年齢別罹患率(人口10万対)

公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'18」



主ながんの入院日数と入院治療費



※上記費用には差額ベッド代等を含みません。また、上記の費用は、統計による主ながんの入院治療費総額を示したもので、公的医療保険制度における給付額や自己負担額を示したものではありません。平成29年 厚生労働省「患者調査」、平成29年 厚生労働省「社会医療診療行為別統計」

## コープの「団体がん保険」は、暮らしに役立つ各種サービスをご用意しています。

### 1. まごころ健康ダイヤルサービス

通話料無料で以下の相談が受けられます。

- ①健康・介護相談…健康・介護に関する電話相談を24時間365日、専門スタッフが受けいたします。
- ②年金相談…公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。
- ③税務相談…税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。
- ④法律相談…法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。

### 2. インターネットによる介護情報サービス

健康・介護に関するホームページ「健康・介護情報サービス」で、有益な情報提供を行っております。専門の相談員が電子メールで介護相談を受け、電子メールで直接お客さまのもとへご回答します。

ホームページアドレス <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

### 3. 自宅で受けられる「がん検診」の紹介サービス

がんの早期発見・発病予防のため、検体を郵送することで自宅に居ながら受けられるがん検診(大腸がん検査、子宮頸がん検査、胃がん予防検診、胃・ピロリ菌検査、前立腺がん検査)をご紹介します。特別料金でご利用いただけます。

## 保障内容

用途は問わず自由に使えます <b>がん診断保険金</b>	がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず(※1)	一時金として <b>100</b> 万円	一時金として <b>50</b> 万円
限度日数はありません <b>がん入院保険金</b>	がんで入院されたとき、入院1日目から何日でも	1日につき <b>10,000</b> 円	1日につき <b>5,000</b> 円
手術費用を心配しないために <b>がん手術保険金</b>	がんで手術を受けられたとき、手術の種類に応じて(※2)	1回につき <b>10・20・40</b> 万円	1回につき <b>5・10・20</b> 万円
放射線量に支払条件はありません <b>がん放射線治療保険金</b>	がんで放射線治療を受けられたとき(60日間に1回)	1回につき <b>10</b> 万円	1回につき <b>5</b> 万円
お見舞い返しなどの退院後の出費に <b>がん退院後療養保険金</b>	がんで20日以上継続して入院され、無事に退院されたとき	一時金として <b>10</b> 万円	一時金として <b>5</b> 万円
通院時の医療費や交通費などに <b>がん通院保険金</b>	がんで入院された場合で、入院前または退院後に通院されたとき(※3)	1日につき <b>5,000</b> 円	1日につき <b>2,500</b> 円
特定の手術を受けられた場合は別途 <b>がん特定手術保険金</b>	がんでがん特定手術(※4)を受けられたとき、1回につき(※2)	1回につき <b>100</b> 万円	1回につき <b>50</b> 万円
万一のときの葬祭費用に <b>がん葬祭費用保険金</b>	がんでお亡くなりになって、ご親族が葬祭費用を負担されたとき(※5)	<b>100</b> 万円限度	<b>50</b> 万円限度
先進医療治療の備えとして <b>がん先進医療保険金</b>	がんにより先進医療による療養を受けられたとき(※6)	1回の先進医療につき <b>500</b> 万円限度	
指定医療機関への交通費などに <b>がん先進医療一時金</b>	がん先進医療保険金が支払われるとき	一時金として <b>5</b> 万円	

## 基本プラン

## ハーフプラン 50歳以上からご加入できます

<ご注意ください>

- 保障期間は1年ごとの自動更新で、特段のお申し出をされない限り満79歳まで自動継続されます。
- この保険は更新型で、5歳刻みで保険料が変更となります。更新日は毎年1月1日となります。(例)加入時33歳の方は、2年後の更新日には35歳の保険料となります。
- 新規加入は満70歳までとなります。

(※1)がんの診断確定は、原則として病理組織学的所見(生検を含みます。)によりなされることを要します。なお、がん診断保険金のお支払いは保障期間を通じて1回に限ります。また、継続契約の場合において、がん診断保険金をお支払いすることとなった最終の診断確定日からその日を含めて1年以内に新たにがんと診断確定されても保険金はお支払いできません。

(※2)時期を同じくして2つ以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。

(※3)1入院についての通院日数は通算60日が限度です。(入院前60日以内および退院後180日以内の通院に限ります。)

(※4)[がん特定手術]とは、胃全摘除術、片側肺全摘除術、食道全摘除術、片側腎全摘除術、膀胱全摘除術、人工肛門造設術、喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うものに限ります。)、四肢切断術(手指・足指を除きます。)

(※5)がん葬祭費用保険金額を限度として、ご親族が負担された葬祭費用(実費)をお支払いします。

(※6)[先進医療]とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(注)をいいます。(注)療養を受けた日現在、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める病院または診療所において行われるものに限ります。また、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっていない療養は除きます。

## オプション

### 診断プラス

### 悪性新生物診断保険金特約

がん診断保険金にさらに上乗せ

**悪性新生物  
診断保険金**

一時金として  
**100**万円  
(ハーフプランは**50**万円)

[注]上皮内がんは含まれません。

### 女性プラン (女性のみのオプションです)

女性特有のがんの手術費用をサポート

**がん女性  
特定手術  
保険金**

次の手術を受けられたとき  
→

①乳房切除術(※7) 1回につき  
②子宮全摘除術 **50**万円  
③両側卵巢全摘除術

(※7)乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。

### 女性専用特約

## 月額 保険料表

**この保険は更新型で、5歳刻みで保険料が変更になりますのでご了承ください。新規加入は満70歳までとなります。**

### 基本プラン

### ハーフプラン (50歳以上からご加入できます。)

#### 悪性新生物診断保険金

#### 女性専用特約

#### 悪性新生物診断保険金

#### 女性専用特約

被保険者 年 齢	基本プラン				ハーフプラン (50歳以上からご加入できます。)			
	基本 診断プラス S	女性 診断プラス T	女性 プラン P	基本プラン (特約なし) N	ハーフ 診断プラス U	ハーフ女性 診断プラス V	女性 ハーフプラン R	ハーフプラン (特約なし) Q
5～9歳	450円	460円	350円	340円				
10～14歳	450円	460円	350円	340円				
15～19歳	360円	380円	300円	280円				
20～24歳	340円	360円	300円	280円				
25～29歳	450円	470円	400円	380円				
30～34歳	670円	740円	610円	540円				
35～39歳	960円	1,040円	820円	740円				
40～44歳	1,460円	1,620円	1,230円	1,070円				
45～49歳	2,090円	2,300円	1,730円	1,520円				
50～54歳	3,230円	3,440円	2,490円	2,280円	1,650円	1,860円	1,380円	1,170円
55～59歳	4,960円	5,170円	3,720円	3,510円	2,520円	2,730円	2,000円	1,790円
60～64歳	6,870円	7,090円	5,260円	5,040円	3,470円	3,690円	2,770円	2,550円
65～69歳	9,100円	9,310円	6,920円	6,710円	4,580円	4,790円	3,590円	3,380円
70歳	11,700円	11,900円	8,790円	8,590円	5,870円	6,070円	4,520円	4,320円
●被保険者年齢は、被保険者(保険の保障を受けられる方)の保障開始日時点での満年齢です。								
●男女同額の保険料となります。								
●この保険料は、前年度契約の被保険者数により30%の団体割引(合算規定)を適用しています。今年度の被保険者数が合計して10,000名に達しなかった場合、翌年度の割引率が変わります。また、保険金のお支払い状況によっても、割引率が変わる場合があります。								
71～74歳	11,700円	11,900円	8,790円	8,590円	5,870円	6,070円	4,520円	4,320円
75～79歳	14,470円	14,670円	10,770円	10,570円	7,260円	7,460円	5,510円	5,310円

<継続のみ>

受取人  
福岡市博多区博多駅前2-20-1  
大博多ビル4F  
株式会社コープフューチャーサービス  
コープ保険サービス 行

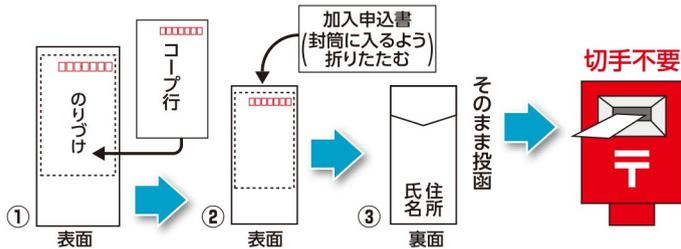


料金受取人私郵便  
博多北局 承認  
2025  
差出有効期間  
2020年9月10日  
まで(切手不要)

がん保険加入申込書在中

コープの がん保険 更新型 加入申込書の郵送方法

- ①左面の宛名部分を点線に沿って切り取り、お手持ちの封筒の上半分にしっかりと、のり付けしてください。封筒は、郵送に差しつかえないものであれば、どんな封筒もご使用いただけます。(最大サイズ120×235mm)
- ②その封筒の中に「コープの団体がん保険」加入申込書を折ってお入れください。
- ③封筒の裏にお手数ですが、お名前と住所をご記入ください。



健康状態告知確認書～正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項～

1. 告知の重要性について

□損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の保障を受けられる方(以下、「被保険者」といいます。)には健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。

2. 健康状態告知書にはありのままを告知(ご記入)ください

□ご加入にあたっては、「健康状態告知書」の質問事項(過去の傷病歴、現在の健康状態等)について、事実をありのままに正確に告知してください。  
□書面にてご回答いただいたことが告知となります。契約者、代理店または保険会社社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人(満15歳未満のときは親権者)が、健康状態告知書にご回答ください。

3. 正しく告知いただかなかった場合の取扱い

□「健康状態告知書」の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、保険会社は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただくことがあります。  
□告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

4. 傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

□保険会社では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、「健康状態告知書」の質問事項のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

5. 告知いただいた内容の保険会社による確認について

□保険会社社員または保険会社が委託した担当者、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

6. 保険責任の開始期前の発病等の取扱い

□ご加入いただいた保険の保障が開始される時期を保険責任の開始期といいます。正しく告知をいただいた場合でも、保険責任の開始期前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。  
(※)この書面による説明および「健康状態告知書」の質問事項にご不明な点がありましたら、どのようなことでも代理店または保険会社社員にご質問いただき、全てご理解いただけた時点でご加入いただけますようお願い申し上げます。  
(※)ご加入者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方もこの確認書に記載された内容をお伝えください。  
(※)この健康状態告知確認書は、ご加入後に送付させていただく加入者証と一緒に大切に保管してください。

健康状態告知書の補足事項

〈全般的な事項〉

- 「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいいます。
- 「治療」とは、医師による治療をいい、投薬・注射・手術(※)・放射線治療・心理療法・食事療法などをいいます。
- 「投薬」には以下のケースは含みません。
  - 医師に処方されていない市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為
  - 医師に処方されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬等)の服用
- 「完治」とは、医師から病気が完全に治っていると診断されている状態をいいます。病気が完全に治っていると診断されているかについては、医師にご確認ください。
- 過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いします。
- (※)「手術」にはレーザー光線、ファイバースコープ、カテーテル、超音波、内視鏡による手術を含みます。また、日帰り手術も含みます。

コープの団体がん保険「がん保険(1年契約用)」の重要事項のご説明

- この書面では、コープの団体がん保険(がん保険(1年契約用))に関する重要事項(「契約概要」[注意喚起情報]等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、ここに記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。
  - 契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項
  - 注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のしおり」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

ご加入前におけるご確認事項

加入申込書に必要事項をご記入いただき、ご署名のうえ、共同購入担当者または店舗サービスカウンターにご提出ください。毎月15日がお申し込みの締切日となります。

1. 契約形態について

この保険は、エフコープ生活協同組合を保険契約者とし、生協の組合員やそのご家族を被保険者とする団体契約です。

2. 商品のしくみ 契約概要

この保険では被保険者が保障期間中にがんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。  
※「がんの診断確定」とは、医師または歯科医師により病理組織学的所見(生検を含みます。)によってがんと診断されることをいいます。

3. ご加入者の範囲 契約概要

この保険にお申込みいただけるのは、エフコープ生活協同組合の組合員または組合員と同一の世帯に属する方となります。

(注)「ご加入者」とはこの保険にお申込みいただく方をいいます。

4. 被保険者の範囲 契約概要

被保険者は、加入申込書の「被保険者」欄に記入された方となります。被保険者には、次の①～③のいずれかおひとりをご指定ください。ただし、新規にご加入いただけるのは、保障開始日時点での年齢が満5歳から満70歳までの方で、「健康状態告知書」の質問事項に該当しない方(加入申込書の健康状態告知欄が「いいえ」の方)となります。

- ①組合員または組合員と同一の世帯に属する方
- ②上記①の配偶者、ご両親
- ③上記①と生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の未婚のお子さま

(注)「被保険者」とはこの保険の保障を受けられる方で、この保険の加入申込書に被保険者としてお名前をご記入いただく方をいいます。また「親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいい、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

5. 保障の内容 契約概要 注意喚起情報

(1) 保険金をお支払いする場合  
保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳しくは「ご加入のしおり」等でご確認ください。

**がん診断保険金**  
被保険者が、保障期間中に次のいずれかの状態に該当した場合に、がん診断保険金額の全額をお